



しあわせ信州

こどもまんなか

長野県(総務部)プレスリリース 令和7年(2025年)2月5日

長野県情報公開審査会が2件の答申をしました

長野県情報公開審査会は、長野県知事及び長野県教育委員会からの公文書一部公開決定に関する2件の諮問に対して、答申しました。

今後、この答申を踏まえ、長野県知事及び長野県教育委員会が審査請求に対する裁決を行うこととなります。

「元教育長の死去の事実やその経緯に関する文書」の一部公開決定の件

※同一内容の審査請求が、長野県知事、長野県教育委員会それぞれに対してあり、長野県知事、長野県教育委員会それぞれからの諮問について、審査しました。

(1) 審査請求人の主張の概要

個人情報の保護に関する法律で保護の対象となる「個人情報」は、生存する個人の情報に限定されるが、非公開とされた「死亡したところ」は、死後に付与された情報であるため、公開すべき。

(2) 審査会の結論

長野県知事が行った公文書一部公開決定は、妥当である。(答申第122号)

長野県教育委員会が行った公文書一部公開決定は、妥当である。(答申第123号)

(3) 答申の要旨

- ・ 個人情報の保護に関する法律は、生存する個人に限定する「個人情報」と死亡した個人を含む「個人に関する情報」とを区別して規定しており、同法の不開示情報には、死亡した個人に関する情報も含まれる。
- ・ 長野県情報公開条例は、「個人に関する情報」を非公開として、死者を含み、死者の名誉、プライバシーや、遺族のプライバシー等を考慮している。
- ・ この点は、国における情報公開制度を定めた「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」においても、「個人に関する情報」を不開示とし、死者を含んでいることと同様である。
- ・ さらに、「死亡したところ」は、公務員の職務遂行に係る情報とは認められない。
- ・ 本件において、例外として公開できる事情は認められない。

○長野県情報公開審査会の答申の詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/soshiki/shingikai/ichiran/johokokai/toshin/index.html>



みんなはじめてる!
地震への備え

(問合せ先)

担当 総務部 情報公開・法務課 情報公開・文書管理係
大村、山崎、松本

電話 026-235-7059 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2284

F A X 026-235-7370

E-mail kokai@pref.nagano.lg.jp